

6月にも死刑を執行？

東京拘置所の仕事

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

東京拘置所は、主に裁判中の刑事被告人を収容している施設です。

原則上は、どんな事件であっても、判決が確定するまでは、「推定無罪」の扱いを受けるべきであり、拘禁するのは逃亡や罪証隠滅などのおそれがある場合に限られます。

ところが、実際には、どんな微罪の容疑でも、犯行を認めなければ出さない、出たかったらさっさと自白しろ、というような「人質司法」の武器として使われています。拘禁が必要かどうかを判断するのは裁判所なのですが、ほとんど検察官の言いなりになっています。

拘置所の中での生活が堪え難いものであるほど、自白に追い込みやすいわけですから検察側にとっては、被収容者への処遇は酷いほど歓迎ということになりそうです。

しかし、それでは人権侵害と冤罪を生むばかりでしょう。

本来、拘置所に課せられているのは、いかに被告人の人権を尊重しながら、その身柄を拘束するか、という、ある意味、矛盾した面もはらんだ大変な仕事です。

★★★

東京拘置所には死刑の刑場があります。死刑囚は刑が確定した後もそのまま拘置所で生活し、執行の日を待ちます。現在、全国で100人を越す死刑確定者のうち、約半数が東京拘置所にいます。拘置所職員の仕事には、死刑確定囚を処遇し、そしてその執行に携わることが含まれているのです。

★★★

東京拘置所では高層化に建て替え中の約5年間、死刑の執行が停止していたのですが、2006年12月25日に新しい処刑場が初めて用いられ（2名への執行が行なわれる）、以降、07年4月27日（1名）、8月23日（2名）、12月7日（2人）、08年2月1日（1人）、4月10日（2人）、と続けられています。

とりわけ鳩山邦夫法務大臣が死刑を担うようになってから、隔月ペースで執行がなされてきたことから、この6月にも執行がなされる可能性は非常に高いと予想されます。

この、まるで戦場のように死者を出し続ける現場を前に、拘置所職員の中で「こんな仕事はやれない！」という声が高まることはないのでしょうか。

「誰もしたくはないけど、誰かがやらねばならない仕事」について、社会は「大変だけど大切な仕事」として評価を惜しみません。職員の方たちが日々向かい合っている、その死刑囚への執行ははたして「やらねばならない」ことでしょうか。